

広島市保健所 分室

# 窓口移転のお知らせ

令和7年4月1日から、各区保健所分室の窓口は、広島市保健所（中区富士見町）に統合されます。

令和7年4月1日以降の窓口

広島市保健所 1階



〒730-0043

広島市中区富士見町 11番 27号



▲地図はこちら

- ◎ 保健所分室の窓口閉鎖後も、当面は各区で月に1～2回程度、臨時受付窓口を開設します。（詳しくは令和7年2月頃にお知らせします）
- ◎ 新たな申請・変更・相談がある方は、下記までお問い合わせください。

## お問い合わせ先

・窓口の移転に関する事	食品保健課 082-241-7434
・食品衛生に関する事	食品指導課 082-241-7404
・環境衛生に関する事	環境衛生課 環境衛生係 082-241-7408
・医事衛生に関する事	環境衛生課 医務係 082-241-1585
・薬事衛生に関する事	環境衛生課 薬務係 082-241-1585
・墓地に関する事	環境衛生課 管理係 082-241-7451
・免許に関する事	食品保健課 082-241-7434
・電子収納サービスに関する事	食品保健課 082-241-7434

## 窓口移転に関するよくある質問

### 事業所の許認可申請について

- Q** 新たに許可、変更などの申請・相談をするには、どこでしたらいいですか？
- A** 広島市保健所（中区富士見町）にお越しく下さい。
- Q** 広島市保健所（中区富士見町）へ行くことが難しい場合は、何か方法がありますか？
- A** 事前にお問い合わせ先へご連絡いただいた上で、申請書等を郵送してください。
- Q** 申請書を郵送で提出します。控えが必要な場合は、どうしたらよいですか？
- A** 申請書を正副2部、ご用意いただき、切手を貼付した返信用封筒を同封のうえ、広島市保健所まで郵送してください。

### 免許について

- Q** 免許の申請・受取りはどうしたらよいですか？
- A** 原則、広島市保健所（中区富士見町）の窓口までお越しく下さい。来庁が難しい場合は、ご連絡ください。

### 電子収納サービスの開始について

- Q** 手数料の支払いは、現金をもって窓口に行く必要がありますか？
- A** 4月から、電子収納サービスのご利用が可能です。利用方法については、令和7年2月頃からご案内します。



- Q** 手数料の支払いで電子収納サービスの利用が難しい場合は、どうしたらよいですか？
- A** 納付書を送付します。4月以降、広島市保健所までご連絡ください。

### その他

- Q** 保健所分室で手続きを行い、まだ受け取っていない書類があるのですが、どうしたらよいですか？
- A** 保健所分室でお受け取りができるのは令和7年3月31日までです。4月1日以降は、広島市保健所にお越しく下さい。